

令和 5 年 9 月 22 日

広島市都市整備局緑化推進部緑政課

広島広域公園陸上競技場命名権取得者の公募に関する質問と回答

No.	質問事項	回答												
1	<p>【公募要項_5 応募条件等】</p> <p>1項に一般に、施設の使用目的が分かる呼称（例〇〇〇陸上競技場）としてください。とありますが「広島〇〇〇スタジアム」で問題ないでしょうか。</p>	<p>「広島〇〇〇スタジアム」で問題ありません。</p>												
2	<p>【公募要項_7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等】</p> <p>1項に「名称看板の設置及び維持管理に係る費用は、命名権取得者の負担」とありますが現在設置している看板と同一の内容で設置する場合の設置費、維持管理費について概算でご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>既設の看板の設置及び維持管理に係る費用は現命名権者が負担しているため、本市では把握しておりません。なお、新看板設置に係る費用の算定のために現地を確認いただくことは可能です。ご希望の場合は緑政課までご相談ください。</p>												
3	<p>【公募要項_7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等】</p> <p>3項の「敷地外の案内、道路標識の表示変更は、広島市や関係機関と協議の上、可能なものについて、命名権取得者の費用負担により行っていただきます。また、その場合、広島市や関係機関が表示変更を行い、実費負担していただく場合があります。」とありますが現在の設置内容と同一の場合、表示変更に係る費用の金額を概算でご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>既設の公園敷地外の道路標識を平成 24 年に本市が設置した際の費用及び変更内容は次のとおりです。</p> <p>設置費：4,243,050 円（税込）</p> <p>（変更内容）※番号は公募要項別紙 6 参照</p> <table border="1" data-bbox="823 1393 1417 1928"> <thead> <tr> <th data-bbox="823 1393 914 1438">番号</th> <th data-bbox="914 1393 1417 1438">変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="823 1438 914 1541">①</td> <td data-bbox="914 1438 1417 1541">道路案内標識へ補修用板「広島広域公園」取付及び標識板「エディオンスタジアム広島」新規設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1541 914 1585">②</td> <td data-bbox="914 1541 1417 1585">道路案内標識の撤去及び新規設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1585 914 1688">③</td> <td data-bbox="914 1585 1417 1688">道路案内標識へ補修用板「広島広域公園」及び「エディオンスタジアム広島」取付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1688 914 1787">④⑤</td> <td data-bbox="914 1688 1417 1787">標識板「広島ビッガーチ」の撤去及び標識板「エディオンスタジアム広島」新規設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1787 914 1928">⑥</td> <td data-bbox="914 1787 1417 1928">標識板「広島広域公園・広島ビッガーチ」の撤去及び標識板「広島広域公園」及び「エディオンスタジアム広島」新規設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、今回の表示変更にあたっては、変更内容等について本市と協議してください。</p>	番号	変更内容	①	道路案内標識へ補修用板「広島広域公園」取付及び標識板「エディオンスタジアム広島」新規設置	②	道路案内標識の撤去及び新規設置	③	道路案内標識へ補修用板「広島広域公園」及び「エディオンスタジアム広島」取付	④⑤	標識板「広島ビッガーチ」の撤去及び標識板「エディオンスタジアム広島」新規設置	⑥	標識板「広島広域公園・広島ビッガーチ」の撤去及び標識板「広島広域公園」及び「エディオンスタジアム広島」新規設置
番号	変更内容													
①	道路案内標識へ補修用板「広島広域公園」取付及び標識板「エディオンスタジアム広島」新規設置													
②	道路案内標識の撤去及び新規設置													
③	道路案内標識へ補修用板「広島広域公園」及び「エディオンスタジアム広島」取付													
④⑤	標識板「広島ビッガーチ」の撤去及び標識板「エディオンスタジアム広島」新規設置													
⑥	標識板「広島広域公園・広島ビッガーチ」の撤去及び標識板「広島広域公園」及び「エディオンスタジアム広島」新規設置													

4	<p>【公募要項_7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等】</p> <p>5項の「契約期間終了後の現状回復に係る費用は、命名権取得者の負担とします。」とありますが、上記1項、3項の表示変更の前に一度現状復帰（ネーミングライツ無の呼称に戻す）をされるということでしょうか。同時に行い、費用を折半はできないのでしょうか。</p>	<p>公園敷地内の名称看板は、公募により命名権者が変わった場合、現命名権者が既設の看板を撤去した後、新命名権者が新看板を設置することになります。既設の看板の撤去及び新看板の設置を同時に行うこと及び費用負担については、現命名権者と新命名権者の間で協議して決定してください。</p> <p>公園敷地外の既設の道路標識は平成24年に本市が設置しましたが、今回の公募では3項により既設の道路標識の表示変更を命名権者の費用負担により行っていただくこととしています。</p>
5	<p>【公募要項_7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等】</p> <p>呼称の使用開始時期は、令和6年3月1日からとあるが、3月1日までに全ての名称看板の設置および敷地外の案内、道路標識の変更を必ず終えておく必要はあるか。</p>	<p>公園敷地内の名称看板の設置及び公園敷地外の既設の道路標識変更は呼称の使用開始時期に終えておくことが望ましいです。</p> <p>なお、呼称の使用開始時期に終えておくことが難しい場合は本市と協議してください。</p>
6	<p>【公募要項_7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等】</p> <p>名称看板の設置に関して、前の命名権取得者と協議して、前の命名権取得者が名称看板を撤去する際に、同じ看板設置企業へ依頼して、撤去と同じタイミングで新名称看板の設置を行ってもよいか。(同じタイミングで行うことで、足場の代金など、経費が安くなる可能性があるため)</p>	<p>質問4の回答参照。</p>
7	<p>【公募要項_7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等】</p> <p>敷地内の名称看板(特に別紙5の現況写真①～⑤の競技場内の名称看板)については、①～⑤全て設置する必要があるか。③は付けないというように、設置場所を取捨選択できるか。</p>	<p>公園敷地内の名称看板は、別紙5現況写真①～⑤を全て設置する必要はありません。設置場所については新命名権取得者により本市に提案をお願いします。</p>

8	<p>【公募要項_7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等】</p> <p>別紙5の現況写真①の看板は、電気で光るようになっているが、光らないといけないなど条件はあるか。</p>	<p>条件はありません。</p>
9	<p>【公募要項_7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等】</p> <p>別紙5の現況写真②、③、④、⑤は立体の文字になっているが、プレートタイプの看板でも良いか。</p>	<p>プレートタイプの看板でも問題ありません。</p>
10	<p>【公募要項_7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等】</p> <p>別紙5の現況写真⑥—2のように、全体的に劣化している案内板は、命名権取得者が全面的に張り替える必要があるのか。</p>	<p>全体的に劣化している案内板は、指定管理者が令和6年2月末に張り替えを予定していますので、呼称の記載内容について指定管理者と協議して決定してください。</p>
11	<p>【公募要項_7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等】</p> <p>応募書類の様式2-1の財務状況について、この欄への記載だけでは説明しにくい場合は、別途の補足資料を添付してもよいか。</p>	<p>様式2-1を作成の上、添付資料として補足資料を提出いただいて問題ありません。</p>